

太宰府市立太宰府中学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(はじめに)

- ・ 本校「学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」の趣旨を踏まえ、国及び福岡県の関連方針を参酌し、「太宰府市いじめ防止基本方針」に則り、策定したものである。

(基本理念)

- ・ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

- ・ 生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。

(学校及び職員の責務)

- ・ いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・ 弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を図る。

② いじめの早期発見のための措置

- ・ いじめ調査等、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

生徒対象いじめ特化アンケート調査 年3回（6・10・2月） ※簡易版は月に1回 保護者対象いじめアンケート調査 年3回（6・10・2月） アンケート等を基にした教育相談等による聞き取り調査 年2回（7・12月）

- ・ いじめ相談体制は生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

スクールカウンセラーの活用 教育相談の実施 相談ポストの設置 相談窓口の周知 (電話や Line 相談窓口、「福岡県いじめレスキューセンター」等)

- ・ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、不登校対応専任教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 生徒会担当、SSW、SC 等

< (いじめに関する) 活動 >

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

< 開催 >

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、太宰府市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大ないじめへの対処

- ・ 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
 - ① 重大ないじめ（重大事態）の疑いが生じた場合は、事実の有無に関わらず、被害者の安全確保に努める。
 - ② 重大事態が発生した旨を、太宰府市教育委員会に速やかに報告する。
 - ③ 太宰府市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) いじめに関する取組の評価

- ・ いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、アンケート等にいじめの取組に関する項目を設定し、自校の取組を評価する。